9　連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（令和２年改正法附則第13条第４項若しくは第５項において準用する法第321条の８第３項若しくは令和２年改正法附則第13条第６項において準用する法第321条の８第26項又は令和２年旧法第321条の８第５項、第９項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表１の３の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

10　市町村内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑪」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額⑫」の欄に第20号様式別表１の２の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

11　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、税額控除超過額相当額等の加算額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40％相当額）の合計額を記載すること。

12　「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の欄の金額を「当該法人の全従業者数㉓」の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業者数㉓」の欄の数値のけた数に１を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。）に、「左のうち当該市町村分の従業者数㉔」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。

13　「⑳のうち見込納付額㉑」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の２第11項第２号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和２年旧法人税法第75条の２第１項（法人税法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和２年旧法人税法第81条の24第１項の規定により連結確定申告書（令和２年旧法人税法第２条第32号に規定する連結確定申告書をいう。）の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（令和２年旧法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。）（令和２年旧法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

14　「還付請求税額」の欄は、法第321条の８第32項又は令和２年旧法第321条の８第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第48条の12又は令和２年旧政令第48条の12の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

8　連結法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表１の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

9　市町村内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑩」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑪」の欄に第20号様式別表１の２の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

10　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40％相当額）の合計額を記載すること。

11　「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の欄の金額を「当該法人の全従業者数㉒」の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業者数㉒」の欄の数値のけた数に１を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。）に、「当該市町村分の従業者数㉓」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。

12　「⑲のうち見込納付額⑳」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第１項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。）（同法第２条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

13　「還付請求税額」の欄は、法第321条の８第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第48条の12の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。